安房南部区域農用地整備事業における作名換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった安房南部区域農用地整備事業における作名換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成22年１月25日

農林水産大臣　赤松　広隆

１　縦覧に供すべき書類の名称
　安房南部区域農用地整備事業における作名換地区の換地計画書の写し
２　縦覧期間
　平成22年１月26日から平成22年２月23日まで
３　縦覧場所
　千葉県館山市事務所

安房南部区域農用地整備事業における作名第２換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった安房南部区域農用地整備事業における作名第２換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成22年１月25日

農林水産大臣　赤松　広隆

１　縦覧に供すべき書類の名称
　安房南部区域農用地整備事業における作名第２換地区の換地計画書の写し
２　縦覧期間
　平成22年１月26日から平成22年２月23日まで
３　縦覧場所
　千葉県館山市事務所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２１年（家）第５５号
北海道旭川市旭町２条６丁目12番地の74
オークヒルズ２・６　402号室
申立人　菜野　庸司
本籍北海道名寄市西３条北５丁目19番地、最後の住所北海道天塩郡幌延町字問寒別137番地８、死亡の場所北海道天塩郡幌延町、死亡年月日平成20年10月６日頃、出生の場所北海道上川郡名寄町、出生年月日昭和27年３月18日、職業不明
被相続人　亡　永井　光夫
催告期間満了日　平成22年８月10日
旭川家庭裁判所天塩出張所

平成２１年（家）第２７３号
青森県十和田市西一番町17―６　２階アカシアの森法律事務所
申立人　今井　　正
本籍青森県上北郡おいらせ町上明堂94番地６、最後の住所青森県上北郡おいらせ町東下谷地126番地30、死亡の場所青森県上北郡おいらせ町、死亡年月日平成21年２月15日、出生の場所青森県上北郡百石町、出生年月日昭和13年８月26日、職業会社役員
被相続人　亡　小向　正人
催告期間満了日　平成22年８月16日
青森家庭裁判所十和田支部

平成２１年（家）第３０１９１号
事務所仙台市若林区土樋262番地の10松坂法律事務所
申立人　郷野　元之
本籍仙台市太白区郡山１丁目63番地、最後の住所仙台市太白区八本松２丁目３番57号、死亡の場所仙台市青葉区、死亡年月日平成20年11月27日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和40年７月19日、職業派遣社員
被相続人　亡　菱沼　茂美
催告期間満了日　平成22年８月30日
仙台家庭裁判所

平成２２年（家）第３９号
千葉県佐倉市王子台１丁目28番８号ちばぎん臼井ビル５階
申立人　守田　和正
本籍千葉県成田市東三里塚４番地の１、最後の住所千葉県成田市東三里塚４番地１、死亡の場所千葉県佐倉市、死亡年月日昭和62年６月10日、出生の場所千葉県印旛郡遠山村駒井野無番地、出生年月日大正14年12月６日、職業無職
被相続人　亡　長沢つる子
催告期間満了日　平成22年８月６日
千葉家庭裁判所佐倉支部

平成２２年（家）第８号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地20　入間駅前プラザ８―704
申立人　榎本　　清
本籍東京都新宿区山吹町308番地、最後の住所埼玉県入間市大字仏子1589番地１　プランヴェール812、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成20年１月15日、出生の場所山口県阿武郡川上村、出生年月日昭和16年９月３日、職業不詳
被相続人　亡　白石　　武
催告期間満了日　平成22年７月31日
さいたま家庭裁判所川越支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２１年（家）第１９９４号
東京都立川市羽衣町２―11―８羽衣町住宅３―105
申立人　井澤　勝代　外３名
本籍東京都三鷹市下連雀３丁目９番、最後の住所東京都三鷹市下連雀３丁目９番８号
不在者　脇谷　義一
大正４年３月31日生
公示催告期間満了日　平成22年８月20日
東京家庭裁判所立川支部

平成２１年（家）第２９０４号
三重県松阪市法田町498番地１
申立人　樋口　荘助
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所名古屋市西区新福寺町375番地
不在者　樋口　　清
昭和２年３月28日生
公示催告期間満了日　平成22年８月５日
名古屋家庭裁判所

平成２１年（家）第３３９号
兵庫県明石市大久保町西島143番地の６
申立人　鈴木美恵子
本籍大阪府吹田市片山町４丁目3003番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　鈴木　　亮
昭和19年８月29日生
公示催告期間満了日　平成22年８月10日
神戸家庭裁判所明石支部

平成２１年（家）第９３号
山口県防府市八王子２丁目11―20―306
申立人　田中　邦彦
本籍山口県防府市本橋町792番地、最後の住所山口県防府市迫戸町20―54レオパレス迫戸町
不在者　田中　　悟
昭和29年５月23日生
公示催告期間満了日　平成22年８月２日
山口家庭裁判所

平成２１年（家）第１１０１号
佐賀県唐津市鏡2360
申立人　吉田英一郎
本籍佐賀県唐津市鏡2308番地、最後の住所福岡市東領１丁目花田めぐみ方
不在者　吉田稲次郎
大正11年12月９日生
公示催告期間満了日　平成22年８月31日
福岡家庭裁判所